

山形県 オーダーメイド集計、匿名データの作成・提供について

平成 21 年 4 月に新しい統計法（平成 19 年法律第 53 号）が施行され、統計法の基本理念が「行政のための統計」から「社会の情報基盤としての統計」へと大きく転換しました。

この基本理念に沿って、学術研究や高等教育の分野で公的統計の活用を図るための枠組みとして発足した二次的利用制度は、「匿名データの提供」と「委託による統計の作成等」（「オーダーメイド集計」）の二つのサービスを柱としています。

山形県の取り組み

山形県では、県統計調査条例を改正し、県が主体的に行う統計調査の調査票情報について、新たに「委託による統計の作成等（オーダーメイド集計）」と「匿名データの作成及び提供」の制度を創設しました。

なお、国勢調査や家計調査など、県が国から委託を受けて行っている調査等は、国等の各調査実施機関が、申出窓口になります。

詳しくは、総務省（<https://www.stat.go.jp/>）または独立行政法人 統計センター（<https://www.nstac.go.jp/>）のホームページを参照ください。

オーダーメイド集計を行います

「オーダーメイド集計」とは、研究者や大学等の高等教育機関で講義等の教育を行う教員の方々からの申出を受けて、利用要件を満たした申出者に対して、調査票情報を用いて集計を行い、その結果の提供を行う制度です。

研究者等はオーダーメイド集計を利用することで、行政機関等が作成していない統計表に基づいた分析が可能となります。

利用要件 ○学術研究又は、高等教育の用に供することを直接の目的とすること
○学術研究の成果又は教育内容が公表され、社会に還元されること

匿名データを提供します

「匿名データの提供」とは、研究者や大学等の高等教育機関で講義等の教育を行う教員の方々からの申出を受けて、利用要件を満たした申出者に対して、特定の個人又は団体等が識別できないように加工して作成した調査票情報の利用を一定期間認める制度です。

研究者等は匿名データを利用することで、行政機関等が作成していない統計表の作成のみならず、多変量解析など、マイクロデータに基づく実証分析を行うことが可能となります。

大学・大学院等の教員の方々は、匿名データを活用した講義又は演習等の実施が可能となります。また、学術研究目的であれば、大学・大学院等の教員の方々に限らず匿名データの利用は可能です。

利用要件 ○統計の作成又は統計的研究にのみ利用されること
○学術研究又は高等教育の用に供することを直接の目的とすること
○学術研究の成果又は教育内容が公表され、社会に還元されること
○匿名データが適正に管理されること

オーダーメイド集計の利用手順

オーダーメイド集計を利用可能な統計調査

県実施機関（知事、各委員会、企業管理者及び病院事業管理者）が行う調査。

ただし、以下のものを除く。

- ① 実施機関がその内部又は相互間において行うもの
- ② 法律又は政令において、市町村に対し、報告を求めることが規定されているもの
- ③ 国の行政機関等からの委託を受けて行うもの

オーダーメイド集計の利用者

① 作成したい統計表について、山形県統計企画課に事前相談の上、統計表の仕様書を添えて申出を行います。

② 承諾後、山形県統計企画課に正式な依頼をし、契約を締結します。また、手数料の納付を行います。

③ 作成した統計を用いて行った学術研究、または高等教育の内容を必ず公表の上、山形県統計企画課に利用実績を報告します。

山形県統計企画課

申出に対して利用目的等の審査を行い、諾否を通知します。

契約の締結後、統計表の仕様書に基づいて集計を行い、統計成果物を提供します。



利用に際して

- ① 集計の工数（処理に要した時間）に応じた実費の手数料が必要です。
- ② 申出の前に事前相談をお願いします。
- ③ 調査ごとに定められた集計の仕様の範囲内で集計します。
- ④ 学術研究、または高等教育の内容を必ず公表の上、利用実績を報告する必要があります。

※統計調査の実施機関が県知事部局以外の場合は、「統計企画課」を「各実施機関の主管課」と読みかえてください。

匿名データの利用手続

匿名データを利用可能な統計調査

県実施機関（知事、各委員会、企業管理者及び病院事業管理者）が行う調査。

ただし、以下のものを除く。

- ① 実施機関が内部又は相互間において行うもの
- ② 法律又は政令において、市町村に対し、報告を求めることが規定されているもの
- ③ 国の行政機関等からの委託を受けて行うもの

匿名データの利用者

① 利用したい匿名データについて、山形県統計企画課に事前相談の上、申出を行います。

② 承諾後、利用規約に同意の上、山形県統計企画課に正式な依頼をし、手数料の納付を行います。

③ 利用期間終了までにコンピューター等に複製した匿名データを消去し、電磁的記録媒体を返却します。
作成した統計を用いて行った学術研究、高等教育、または国際比較事業の内容を必ず公表の上、山形県統計企画課に利用実績を報告します。

山形県統計企画課

申出に対して利用目的等の審査を行い、諾否を通知します。

匿名データを電磁的記録媒体に収録して提供します（暗号化措置を施します）。



利用に際して

- ① 1調査につき1,620円及び、媒体代（FD、DVD-R等）、送料等の実費の手数料が必要です。
- ② 申出の前に事前相談をお願いします。
- ③ 利用期間終了までに匿名データを返却する必要があります。
- ④ 学術研究、高等教育、または国際比較事業の内容を必ず公表の上、利用実績を報告する必要があります。

※統計調査の実施機関が県知事部局以外の場合は、「統計企画課」を「各実施機関の主管課」と読みかえてください。

山形県の統計情報のご案内

★山形県のトップページから、統計情報の一覧を御覧ください★



検索方法

山形県ホームページ>
統計情報・オープンデータ>
統計情報データベース

<https://www.pref.yamagata.jp/020052/kensei/shoukai/toukeijouhou/tokeijohodb.html>

- [平成30年住宅・土地統計調査](#)
- [山形県統計年鑑](#)
- [山形県勢要覧](#)
- [保健・医療関係統計データ](#)
- [山形県の健康と福祉](#)
- [山形県観光客数調査（令和元年度調査結果を掲載）](#)
- [統計情報データベース](#)

統計情報データベース

- | | | |
|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 人口・世帯 | 家計・物価 | 労働・賃金 |
| 経済 | 保健・衛生 | 生活 |
| 商工・観光 | 農林 水産 | 建設・土地 |
| 交通・輸送 | 教育・科学 | その他 |

御覧になりたい項目をクリックすると、それぞれの分野の一覧表に移ります。

総合統計書

- [山形県統計年鑑](#)・・・山形県に関するあらゆる分野の統計資料を掲載しています。
- [山形県勢要覧](#)・・・統計表の他、解説・グラフで山形県を紹介する「山形のガイドブック」です。
- [月報「統計やまがた」](#)・・・月報ならではのタイムリーな統計調査結果のほか、毎月の人口や経済等、最新の統計指標を掲載しています。

統計調査情報についてのお問い合わせ

山形県みらい企画創造部統計企画課 統計利用推進担当
電話：023-630-2183・2188 FAX：023-630-2185 E-Mail：[お問い合わせはこちら](#)

- [統計企画課ホームページ](#)・・・統計企画課が所管する統計データを掲載しています。

ここをクリックした後、「『山形県統計調査条例』について」をクリックすると「新しい統計利用制度」の説明があります。

（注）両サービスの申出の際、国勢調査や経済センサスなどの調査は、国からの委託調査であり、各府省が申出窓口になります。県が窓口になるのは、県が主体的に行った調査に限られます。

なお、府省のうち、一部の統計調査は「独立行政法人 統計センター」が申出窓口になります。
(<http://www.nstac.go.jp/services/archives.html>)

オーダーメイド集計、匿名データに関する問い合わせ先

〒990-8570 山形市松波二丁目 8-1

山形県 みらい企画創造部 統計企画課 統計利用推進担当 (TEL : 023-630-2183)